

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社が本来有する力を最大限に発揮できるように、経営の効率性・企業価値をより高めるためのシステムと位置づけております。

また、当社はより良きコーポレート・ガバナンスの確立、強化のために、平成12年2月より執行役員制度を導入し、意思決定と業務執行の分離をすすめ、経営監視機能の強化を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
児玉 正蔵	846	8.43
児玉 恒二	723	7.20
児玉 三郎	703	7.01
児玉 太郎彦	640	6.38
株式会社足利銀行	490	4.88
株式会社群馬銀行	490	4.88
三菱UFJ信託銀行	490	4.88
小島鉄工所共栄会	417	4.15
株式会社横浜銀行	350	3.48
日本証券金融株式会社	126	1.25

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	11 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会及び会計監査人とは、必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しています。

社外監査役は、監査役監査を定期的に実施し、内部監査、内部統制部門及び会計監査人とは、必要に応じて取締役及び常勤監査役を通じて監査結果についての説明・報告を受ける等、連携して監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
城田 義明	他の会社の出身者													
忠永 和治	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
城田 義明		取引先企業の現取締役顧問	会社法に定める社外監査役の要件を満たす監査役の選任を要したこと。
忠永 和治	○	取引先銀行の本店部長職及び前橋家庭裁判所家事調停員等を経験	会社法に定める社外監査役の要件を満たす監査役の選任を要したこと。 業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したこと。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

成果に対しては、業績に連動して必要に応じ成功報酬を支払う場合がありますが、現状では実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

全取締役の総額開示に併せて全監査役の総額開示を行っております。

取締役を支払った報酬総額 33, 000千円
監査役を支払った報酬総額 4, 237千円
(社外監査役を除く)
社外監査役を支払った報酬総額 1, 237千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

当社は株主総会において取締役は年額144百万円(但し、使用人分給与は含まない)、監査役は年額24百万円の役員報酬限度額を定めております。報酬の額の決定は、役位、担当業務に応じた職責、世間水準等を考慮して基本報酬を定めており代表取締役が決定します。なお、月額報酬は定額とします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤監査役(1名)が適正にチェック機能を果たしており、売上、従業員規模に照らし、社外監査役を補佐する担当セクションは設けておりません。社外監査役に対する情報伝達体制については、取締役会開催通知の配布、重要な案件については資料の事前配布、説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の業務執行、監査、監督等については、取締役会、監査役会、幹部回答を通し、適切に実施されています。

会計監査人については有限責任 あずさ監査法人に委嘱し、公正かつ適切な監査が実施されています。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員、業務執行役員

公認会計士 森田 亨 宮一 行男

監査業務に係わる補助者の構成

公認会計士 3名

その他 2名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営に関する重要な事項を審議し、経営方針の徹底、経営計画の予実管理、経営課題に係わる対策、協議及び重要な日常業務の報告を適正に審議するために現体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	集中期間を回避した株主総会開催時間の設定（午後1時30分）

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	投資家等による適切な会社の現状の理解、評価に資するため、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会の招集通知、決算短信を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役執行役員経理部長 田中 教司	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

経営戦略、事業目的達成のため、業務執行の監視及び執行機能を分離し、執行役員を含む社長直属の幹部会を原則毎週1回開催し、業務執行上の重要課題を協議する等、法令遵守、予算管理、業務の適正性、リスク管理等内部統制について、各部門の監査を定期的に総合的にチェックする体制をとっております。

当社は、会社法第423条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、次の通り当社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

1.取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社の業務の適正を確保するための体制
当社の基本理念「信頼・創造・挑戦」に基づき代表取締役より当社におけるコンプライアンスを重視した企業活動を宣言するとともに、このコンプライアンス宣言を取締役および使用人の全職員が法令・定款および社会規範を遵守するための行動規範とする。また、その徹底を図るため、代表取締役より定期的に取締役会および監査役に報告されるものとする。

2.取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

(1)情報の保存・管理

取締役の職務の執行にかかわる情報については、文書管理規定に基づき文書または電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、適切に保管、管理する。保存期間は別途定める。なお、文書管理規定の改定は取締役会の承認を得るものとする。

(2)情報の閲覧

取締役および監査役は必要に応じ、前項の文書等を閲覧できるものとする。

(3)情報の不正使用および漏洩の防止

情報の不正使用および漏洩の防止を徹底すべく、代表取締役を主管として効果的な情報セキュリティ対策を推進する。また、情報管理体制のIT化および情報セキュリティにかかわる体制については専門部署を設けてこれを構築する。

3.損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(1)全社的なリスクの識別・評価については、所管部門や検討部会にて実施し、その結果を「取締役・幹部会議」にて審議し承認する。リスクへの対応については所管部門、必要に応じてプロジェクトチームを設置し、当該リスクに関する事項を管理。対応する。

(2)危機管理の対象となる事象が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し適切・迅速に対応する。各部門は体制を整備し、リスクの早期発見と予防に努め損失の極小化に努める。

地震、大雪、火災等の災害発生に備え、社内の消防災害体制を整備し、地域の警察・消防等の組織と連携してリスク発生を防止するとともに発生時には迅速に対応する。

(3)内部統制室は内部監査委員会・監査役と連携してその活動を円滑かつ実行のあるものとするために、各責任部門の日常的なリスク管理状況の確認、体制整備の運用状況の調査(モニタリングを含む)を実施するため、必要に応じて、各責任部門に対して助言指導を行う。

4.取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制。

(1)取締役会の意思決定を効率的に執行するために有効な職務文章をはじめとする規定を整備し、当該規定に従い業務運営を行なう。

(2)取締役会は取締役の業務執行状況を監督する機関と位置づけ、定例の取締役会を原則3ヶ月に1回開催し、重要事項の決定を行なうとともに、更に迅速な意思決定が必要な場合には臨時取締役会を適宜開催し、これらの決定事項はすみやかに各部門長を通して全社に周知徹底される。

(3)当社は執行役員制度を導入しており、取締役は経営の意思決定・監督機能の強化経営機能に専念し、取締役会は業務執行権限を執行役員に委嘱し執行責任を明確にし、コーポレート・ガバナンスの充実に努めるとともに業務執行上の重要課題について討議、迅速に対応できる体制で臨むこととする。

(4)業務運営に関しては全社的な目標を設定し、各部門においては、この目標達成にむけた具体策を立案・実行するとともに、毎月または定期的に開催される、取締役兼幹部会議においてその進捗状況を取締役が監督する体制とする。

(5)内部統制室は、貴書に作成した内部統制計画に基づき、内部統制の有効性および業務全般にわたって業務監査を実施し、結果はその都度、代表取締役、監査役会に文書ならびに口頭で報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及び整備状況は、以下のとおりです。

1. 反社会的勢力との関係遮断

反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には、全社を挙げて毅然と対応します。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力との関係を遮断するため、警察当局、関係団体等と連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報の収集・管理及び社内体制の整備を進めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社において、重要な会社情報が生じた場合には、迅速正確かつ公正な情報開示を行うべく下記体制で臨んでおります。

【社内体制及組織】

(1) 重要な会社情報の開示は、代表取締役等が行います。

(2) 通常開示事項の担当部署

1. 情報取扱い責任者 取締役執行役員経理部長 田中 教司
2. 同上 補助者 経理部次長 星野 充

